

# 水俣市立袋小学校いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

人は生まれながらにして、基本的人権を持ち、豊かに生きる権利がある。しかし、学校の中でも、その人権が脅かされることも多い。特に、いじめの問題は深刻である。いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。私たちは、児童の基本的人権を守り、将来に夢を持って生きていけるようにするために、いじめを防止し、豊かな学校生活を送れるように努力する必要がある。私たちは、「いじめは絶対に許さない」という強い意識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、家庭・地域・関係機関と連携し、「いじめ根絶」に向けて、この基本方針を定めることとした。

## 2 学校の方針

### (1) いじめの本質の理解

「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」「どの子も被害者にも加害者にもなりうる」という認識を前提とする。いじめの定義は、「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの、とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」である。

### (2) いじめに対する学校の姿勢

いじめ問題は、学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。そのため、「いじめは絶対に許さない」という強い姿勢と基本的な認識を持って、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、家庭・地域・関係機関と連携し、「いじめ根絶」に向けて、組織的に取り組んでいかなければならない。

以下が、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。(資料1参照)

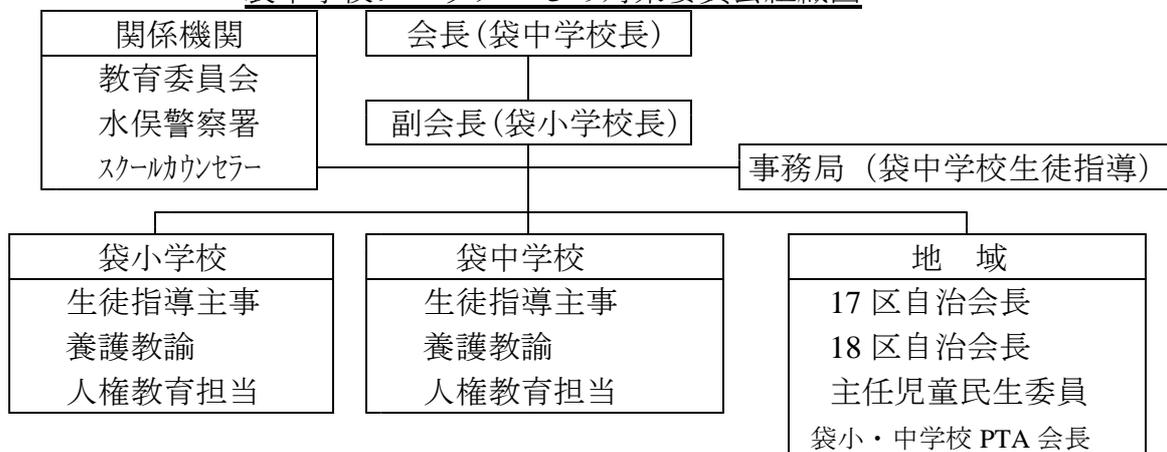
- ① いじめはどの学校にも、どの児童にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害で、絶対に許されない行為である。
- ③ いじめはいじめられている側にも問題があるという見方は間違っている。  
いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- ④ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑤ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

## 2 いじめ防止の取組

いじめの未然防止については、学校が中心となり取り組んでいくが、学校だけでは対応できなかったり、その他の機関と連携することで、より効果があると考え。そ

のために袋地区では、「袋中学校ブロックいじめ対策委員会」を核に取り組んでいく。「袋中学校ブロックいじめ対策委員会」の組織図は、以下に示しているが、いじめ防止については、まず学校内で取り組んでいく。必要に応じて、対策委員会を招集する。

袋中学校ブロックいじめ対策委員会組織図



(1) いじめの未然防止

- ① 児童一人一人が認められる支持的な風土のある学級づくりに努める。
- ② 分かる授業を展開し、基礎・基本の定着を図り、学習に対する成就感を味合わせ、自己有用感を高めさせる。
- ③ 道徳の時間を中心に、『命を大切に作る心』を育むプログラムの計画的な指導、その他の教科、委員会活動、集会活動等のすべての教育活動を計画的に取り組んでいく。
- ④ いじめ防止の取組について、児童・保護者に啓発していく。

(2) いじめの早期発見

日頃から児童が発する危険信号を見逃さないように、いじめの早期発見に努める。

① いじめの調査

- ア 週に1度、「子どもを語る会」を行い、職員同士の情報交換を行う。
- イ 月に1度、児童対象のいじめアンケートを行う。
- ウ 年2度、保護者対象のいじめ発見チェックリストを配布し、保護者からの情報を集める。(6月、12月)
- エ 学期に1度、教育相談を実施し、学級担任による聞き取り調査を行う。

- ② 教員は、日常的に児童生徒の様子に目を配り、生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ③ 養護教諭と担任が連携し、健康相談を通じて、いじめの早期発見と迅速な対応に努める。

(3) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をとめる。
- イ いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、その子の立場に立って、話

を十分に聴いたうえで可能な限り早急に対応する。

ウ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

エ いじめを発見、あるいは通報を受けた職員は、すぐに、他の職員と連携をとり、一人で対応しない。また管理職にすぐに知らせる。

## ② いじめの事実確認と報告

ア いじめ不登校対策委員会が中心になり、いじめの事実確認を行う。

イ 家庭訪問等により、その具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。

ウ、必要に応じて、教育委員会に報告するとともに、指導や協力を得る。

エ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、「袋中学校ブロックいじめ対策委員会」を開き、適切に対処すると共に、関係諸機関との連携を図る。

## ③ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

ア いじめられた児童生徒や保護者に寄り添い支える体制をつくる。

イ いじめた児童生徒に対して、必要に応じて別室指導や出席停止の措置を活用して、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

## ④ いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめをとめることができないときは、誰かに知らせる勇気を育てる。

イ はやしたてる行為は、加担する行為であることを理解させる。

ウ 学級全体で話し合うなどして、いじめを根絶しようとする態度を育てる。

エ いじめの解決には謝罪のみで終わらせるものではなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。

## ⑤ ネット上のいじめへの対応

ア パスワード付きサイトやSNS等を通じたいじめに対応するため、学校における情報モラル教育を進め、保護者への理解、啓発に取り組む。

イ ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて法務局又は地方法務局、所轄警察署の協力を求める。

ウ 学校非公式サイト等パトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して、迅速に対応する

## (4) 家庭や地域との連携

児童を学校、家庭、地域で見守るという観点から、その連携は欠かすことができない。そのために、いじめの問題についても、PTAや「袋中学校ブロックいじめ対策委員会」で協議したり、学校評議員会を活用したりするなど、多様で具体的な対策が立てられ、それらが有効に機能するよう取り組んでいく。

## (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携を図っていく。

そのため、学校や教育委員会と関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておくことが必要である。

### 3 重大事態への対応

#### (1) 重大事態の基準

- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企画した場合等）
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき（一定の期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

#### (2) 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者→担任→生徒指導担当→教頭→校長
- ② 校長→教育委員会

※緊急時は臨機応変に対応する

※必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する

#### (3) 重大事態発生時の対応

- ① 「袋中学校ブロックいじめ対策委員会」の招集
- ② 教育委員会への報告と連携
- ③ 事実の調査究明
- ④ 警察への通報など関係機関との連携

#### (4) いじめを受けた児童や保護者への情報提供

調査結果から明らかになった事実関係について、情報の提供を行う。また当該児童や保護者への心のケアを図る。

#### (5) 調査結果を教育委員会へ報告とその後の対応

調査結果は、教育委員会へ報告し、その後の対応については協議しながら進めていく。

### 4 その他

- (1) 「袋小学校いじめ防止基本方針」については、PTA総会等の機会を利用して、保護者に説明を行う。
- (2) 毎年、いじめに関する点検を行い、「袋小学校いじめ防止基本方針」の見直しをする。

いじめ防止と教師の心得

水俣市立袋小学校

- 1 いじめは必ずあっているという認識を持って指導にあたる。
- 2 いじめを受けていると感じるのは本人である。指導にあたる側が結論を出してはいけない。
- 3 いじめられている側も悪いという考え方や認識は、一切持つてはいけない。
- 4 社会(大人)で許されないことは、子どもにとっても許されないという認識を持って指導にあたる。
- 5 学校あげて総点検に努める。一人一人の児童に焦点をあててあらゆる活動の場で確認する。
- 6 生徒指導を中心に学級活動や部活動など、あらゆる分野でいじめをなくする取り組みを具体的に進める。
- 7 いじめられた児童が、いじめの事実を率直に打ち明けてくれるよう日頃から児童との信頼関係の確立に努める。